

令和6年3月22日

平塚市監査委員 市川喜久江
同 城田孝子
同 山原栄一
同 秋澤雅久

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
消防本部 消防総務課、予防課、消防救急課、情報指令課
※土地、建物については消防署も監査対象としている。
- 2 監査実施日
令和6年1月30日
- 3 監査結果の公表日
令和6年2月19日（平塚市監査委員公表第3号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 契約事務において、消防施設管理事業の使用料及び賃借料に係る準備契約の事務手続きに誤りがあった。 平塚契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 (1) 準備契約をする際の契約日を消防本部内で確認しました。また、契約検査課の準備契約に関する通知を再周知します。 指摘事項に関する消防長通知を消防本部内に出し、本案件の契約書類とともに保管することで、再発防止に努めます。

以上